

規制の事前評価書

政策の名称	要保護者に対する報告徴収の法定化	担当部局名	社会・援護局保護課	作成責任者名	保護課長 古川 夏樹	評価実施時期	平成25年5月			
法令案等の名称・関連条項	生活保護法(昭和25年法律第144号)第28条第1項									
規制の目的、内容及び必要性等	<p>保護の実施機関(都道府県等)が、保護の決定及び実施や不正の有無の確認のため、現に保護を受けているか否かにかかわらず、保護を必要とする状態にある者(以下「要保護者」という。)に対して、資産及び収入の状況などについて、報告を求めることができる権限が法律上、明文化されておらず、そのため、保護の実施機関が、保護の決定及び実施等のために、必要な情報を把握することができず、不正受給の防止や不正受給があった場合の対応が十分にとれないことが課題となっています。</p> <p>従って、保護の実施機関が、より適切に保護の決定及び実施を行い、不正受給の防止や不正受給があった場合の費用徴収を効果的に行うため、以下の内容の規定を設けることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護の実施機関は、保護の決定、実施等のために必要と認めるときは、要保護者に対して、資産及び収入の状況等について、報告を求めることができることを法律上明確に規定するとともに、要保護者が報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、保護の申請の却下、保護の停廃止等をすることができる旨を規定し、要保護者が必要な報告をすることを担保する。 <p>なお、本改正案の実施にあたっては、制度を悪用した不正事件等の発生を踏まえ、生活保護制度を適切に運用し、制度に対する信頼を確保するため、不正受給対策の強化など早急な対応が必要とされています。</p> <p>※ 社会保障制度改革推進法(平成24年8月22日法律第64号)附則第2条において、生活保護制度に関し、不正受給対策の強化などの見直しを早急に行うこととされている。</p>									
想定される代替案	保護の実施機関から保護の決定及び実施に必要な事項について報告の求めがあったときに要保護者が、回答するかどうかは、任意のものとし、報告をしない場合であっても、保護の申請却下等の制裁は直ちには行わず、保護の実施機関が関係機関等に調査することで必要な情報を把握することとします。									
規制の費用	費用の要素	代替案の場合								
1 遵守費用	現状、要保護者に対する報告徴収は、法律上に明確な根拠がないものの、保護の実施機関が報告を求めた場合には、基本的に要保護者は報告に応じており、報告徴収の法定化による費用は増加しないと考えられます。 ただし、これまで報告に応じていなかった者が、報告徴収の法定化により、報告をするようになる場合であって、報告を郵送等の有料の方法により行う場合には、費用が増加することが想定されます。	保護の実施機関の報告徴収に対して、報告するかどうかは任意となりますが、報告の求めに応じる場合においては、報告を郵送等の有料の方法により行う場合には左と同様の負担が生じることとなります。								
2 行政費用	国及び都道府県等は、制度を周知するための費用が発生します。 また、現状において、要保護者に対する報告徴収は、法律上に明確な根拠がないものの、保護の実施機関は、保護の決定及び実施等のために必要なときは、要保護者に対して報告を求めていたため、報告徴収を法定化することによる行政費用の増加は段階ないと考えられます。	国及び都道府県等は、制度を周知するための費用が発生します。 保護の実施機関は、要保護者が報告に応じなかった場合には、関係機関等に対して調査することにより、収入及び資産の状況等の必要な情報を把握する必要があります、行政費用が増加することとなります。 また、保護の決定及び実施等のために必要な情報が十分に把握できないことにより、不正受給が増加し、費用徴収事務が増加するなど、行政費用が増大するおそれがあります。								
3 その他の社会的費用	保護の決定及び実施、不正受給への対応が、より適切に行われることとなり、不要な保護費の支弁が減少すると考えられます。	調査が不十分にしか行われないことにより、適正な保護の決定及び実施、不正受給への対応が不十分なものとなるため、不要な保護費の支出が増加するおそれがあります。								
規制の便益	便益の要素	代替案の場合								
要保護者に対する報告徴収を法律上に明確に規定することにより、保護の実施機関は、保護の決定及び実施等に必要な情報を的確に把握することができるようになり、保護の決定及び実施が適正に行われ、不正受給対策を効果的に行うことができるようになりますが期待できます。また、当該規制の新設により、不正受給対策をより効果的に行うことができるようになりますが、国民の生活保護制度に対する信頼が高まることが期待できるとともに、生活保護の不正受給を減少させることは、制度に対する信頼が確保されるとともに、納税者である国民全体の便益となると考えられます。	要保護者が、任意の報告徴収に応じた場合は、保護の実施機関は、保護の決定及び実施等のために必要な情報を得ることができます。一方、要保護者が任意の報告徴収に応じなかった場合は、適正な保護の決定及び実施、不正受給への対応が十分にできないおそれがあり、改正案と同程度の便益は期待できないものと考えられます。									
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案では、要保護者に対する報告徴収の法定化による費用の増加は大きくないものの、保護の決定及び実施等に必要な情報を保護の実施機関が、より的確に把握でき、適正な保護の実施、不正受給への対応を効果的に行うことができるようになる便益は費用を大きく上回っており、適切な規制であると考えられます。 また、代替案においては、要保護者の報告に係る負担遵守費用が軽減される場合がある一方で、保護の決定及び実施のために必要な調査をする行政の費用は増加し、不正受給への対応が不十分なものとなるおそれがあることから、費用が便益を上回ることも想定されます。これらのことから、改正案と代替案を比較すると改正案の方が有望ましいと考えられます。									
有識者の見解その他関連事項	平成25年1月25日社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書(抄) ○(略)生活実態の把握や不正受給が疑われる場合の事実確認等において、生活保護受給者から説明を求めることがあるが、現状では明確な根拠がないため、福祉事務所は、個々のケースの状況に十分配慮した上で、必要に応じて、受給者や扶養義務者等に対し、保護の決定及び実施等に必要な説明を求めることができる旨の権限を設けるとともに、説明を求められた場合には、その者は、必要な説明を行うこととする必要がある。									
レビューを行う時期又は条件	今回の改正法案においては、施行後5年を目途として、施行の状況を勘案して必要があると認める時は、改正後の生活保護法(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、新法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする検討規定を設けており、当該規定に基づき、検討を行います。									